

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康増進事業・予防接種事業・母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、健康増進事業・予防接種事業・母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和7年12月22日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業・予防接種事業・母子保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>・健康増進法に基づく健康増進事業、住民に対する健康診査、がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、保健指導、相談に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務</p> <p>・予防接種法に基づく、住民に対する予防接種に関する対象者の把握・通知・実施事務、接種履歴の管理事務、統計報告に関する事務、給付の支給又は実費徴収等の事務</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。②予防接種の実施後に接種記録などを登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。④マイナポータルビッタリサービスで接種証明書の交付申請を受け付ける。</p> <p>・母子保健法に基づき実施する次に掲げる事業に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務</p> <p>①健康診査、②保健指導・相談、③訪問指導、④妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付、⑤低体重児の届出の受理、⑥未熟児訪問指導等</p> <p>・子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル・宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および 別表の14、70、111、126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、28、95、139、153、154の項 情報照会…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29、95、96、139、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部住民保健課、住民福祉部こども未来課
②所属長の役職名	住民保健課長、こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	田原本町 住民保健課 保健センター係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-32-2907) 田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-33-9035)
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・ 個人情報の利用の為、USBメモリに一旦保存する場合には、情報取込後すぐにデータを消去する手続きをとっている。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末制御を行っている。
-------	--	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署、所属長	健康福祉課長 三浦 明	健康福祉課長 松原 伸好	事後	人事異動による
平成28年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	情報照会…番号法第19条第7号および別表第二の17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)70の項(母子保健法に基づく事務)	情報照会…番号法第19条第7号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)	事後	内容の見直しによる
平成28年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の56の2の項(母子保健法に基づく事務)	情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)	事後	内容の見直しによる
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	(記載なし)	・子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。	事後	内容の見直しによる
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	内容の見直しによる
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署①部署	住民福祉部健康福祉課	住民福祉部健康福祉課、住民福祉部こども未来課	事後	機構改革による
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	健康福祉課長 松原 伸好	健康福祉課長 松原 伸好、こども未来課長 吉村伸一	事後	機構改革による
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	田原本町 健康福祉課 保健センター係 〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-7 電話番号 (0744-33-8000)	田原本町 健康福祉課 保健センター係 〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-7 電話番号 (0744-33-8000) 田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-33-9035)	事後	機構改革による
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	健康福祉課長 松原 伸好、こども未来課長 吉村 伸一	健康福祉課長 工藤 華代、住民福祉部次長こども未来課長事務取扱 横井 孝安	事後	人事異動による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 広報課 情報発信係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2069	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	事後	機構改革による
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	健康福祉課長 工藤 華代、住民福祉部次長こども未来課長事務取扱 横井 孝安	健康福祉課長、こども未来課長	事後	人事異動による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	田原本町 健康福祉課 保健センター係 〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-7 電話番号 (0744-33-8000) 田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-33-9035)	田原本町 健康福祉課 保健センター係 〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-7 電話番号 (0744-33-8000) 田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-7 電話番号 (0744-33-9035)	事後	機構改革による
平成31年4月1日	IVリスク対策	(記載なし)	(項目追加)	事後	様式の変更による
令和2年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務) 情報照会…番号法第19条第7号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)	情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務) 情報照会…番号法第19条第7号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)	事後	内容の見直しによる
令和2年6月15日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務) 情報照会…番号法第19条第7号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)	情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務) 情報照会…番号法第19条第7号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)	事後	内容の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法に基づく健康増進事業、住民に対する健康診査、がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、保健指導、相談に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務 ・予防接種法に基づく、住民に対する予防接種に関する対象者の把握・通知・実施事務、接種履歴の管理事務、統計報告に関する事務、給付の支給又は実費徴収等の事務 ・母子保健法に基づき実施する次に掲げる事業に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ①健康診査、②保健指導・相談、③訪問指導、④妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付、⑤低体重児の届出の受理、⑥未熟児訪問指導等 ・子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法に基づく健康増進事業、住民に対する健康診査、がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、保健指導、相談に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務 ・予防接種法に基づく、住民に対する予防接種に関する対象者の把握・通知・実施事務、接種履歴の管理事務、統計報告に関する事務、給付の支給又は実費徴収等の事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務 ・母子保健法に基づき実施する次に掲げる事業に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ①健康診査、②保健指導・相談、③訪問指導、④妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付、⑤低体重児の届出の受理、⑥未熟児訪問指導等 ・子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。 	事前	内容の見直しによる
令和3年3月4日	個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一の10、49、76の項	番号法第9条第1項および別表第一の10、49、76の項、93項の2	事前	内容の見直しによる
令和3年3月4日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)</p> <p>情報照会…番号法第19条第7号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)</p>	<p>情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務)</p> <p>情報照会…番号法第19条第7号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務)</p>	事前	内容の見直しによる
令和3年6月1日	請求先	電話番号 0744-34-2073	電話番号 0744-34-2114	事後	電話番号変更による
令和3年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人 数	平成26年12月27日時点	令和3年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和3年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者 数	平成27年11月25日時点	令和3年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月16日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法に基づく健康増進事業、住民に対する健康診査、がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、保健指導、相談に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務 ・予防接種法に基づく、住民に対する予防接種に関する対象者の把握・通知・実施事務、接種履歴の管理事務、統計報告に関する事務、給付の支給又は実費徴収等の事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務。 ・母子保健法に基づき実施する次に掲げる事業に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ①健康診査、②保健指導・相談、③訪問指導、④妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付、⑤低体重児の届出の受理、⑥未熟児訪問指導等 ・子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法に基づく健康増進事業、住民に対する健康診査、がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、保健指導、相談に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務 ・予防接種法に基づく、住民に対する予防接種に関する対象者の把握・通知・実施事務、接種履歴の管理事務、統計報告に関する事務、給付の支給又は実費徴収等の事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。②予防接種の実施後に接種記録などを登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。④マイナポータルピッタリサービスで接種証明書の交付申請を受け付ける。 ・母子保健法に基づき実施する次に掲げる事業に関する対象者の把握・通知・実施事務、受診・指導等履歴の管理事務、統計報告に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ①健康診査、②保健指導・相談、③訪問指導、④妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付、⑤低体重児の届出の受理、⑥未熟児訪問指導等 ・子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。 	事後	内容の見直しによる
令和3年12月16日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	内容の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月16日	個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一の10、49、76の項、93項の2	番号法第9条第1項、第19条第5号、第6号(委託先への提供)、第15号、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)および別表第一の10、49、76の項、93項の2	事後	内容の見直しによる
令和3年12月16日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務) 情報照会…番号法第19条第7号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務)	情報提供…番号法第19条第8号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務) 情報照会…番号法第19条第8号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務)	事後	内容の見直しによる
令和3年12月16日	しきい値判断項目1. 対象人 数	令和3年6月1日時点	2021/12/15	事後	しきい値判断基準日による
令和3年12月16日	しきい値判断項目1. 取扱者 数	令和3年6月1日時点	2021/12/15	事後	しきい値判断基準日による
令和4年3月10日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第8号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務) 情報照会…番号法第19条第8号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務)	情報提供…番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の95及び第97条(母子保健法に基づく事務) 情報照会…番号法第19条第8号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、102の2の項(健康増進法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務)	事後	内容の見直しによる
令和4年6月1日	評価実施機関における担当部 署①部署	住民福祉部健康福祉課、住民福祉部こども未 来課	健康福祉部健康福祉課、健康福祉部こども未 来課	事後	機構改革による
令和4年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人 数	2021/12/15	2022/6/1	事後	しきい値判断基準日による
令和4年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者 数	2021/12/15	2022/6/1	事後	しきい値判断基準日による
令和5年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人 数	2022/6/1	2023/6/1	事後	しきい値判断基準日による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者数	2022/6/1	2023/6/1	事後	しきい値判断基準日による
令和6年6月1日	I. 関連情報、3	番号法第9条第1項、第19条第5号、第6号(委託先への提供)、第15号、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)および別表第一の10、49、76の項、93項の2	番号法第9条第1項および 別表の14、70、111、126の項	事後	改正による
令和6年6月1日	I. 関連情報、4	情報提供…番号法第19条第8号および別表第二の16の2の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、102の2の項(健康増進法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務) 情報照会…番号法第19条第8号および別表第二の16の2・17・18・19の項(予防接種法に基づく事務)、56の2の項(母子保健法に基づく事務)、69の2の項(母子保健法に基づく事務)、102の2の項(健康増進法に基づく事務)、115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務)	情報提供…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、28、95、139、153、154の項 情報照会…番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29、95、96、139、153の項	事後	改正による
令和6年6月1日	I. 関連情報、7	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108	事後	電話番号変更による
令和6年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人 数	2023/6/1	2024/6/1	事後	しきい値判断基準日による
令和6年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者 数	2023/6/1	2024/6/1	事後	しきい値判断基準日による
令和6年9月1日	特定個人情報ファイルの取扱 に関する問合せ	田原本町 健康福祉課 保健センター係 〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古404-7 電話番号 (0744-33-8000) 田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古404-7 電話番号 (0744-33-9035)	田原本町 健康福祉課 保健センター係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-32-2907) 田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-33-9035)	事後	移転による
令和7年4月1日	評価実施機関における担当部 署①部署	健康福祉部健康福祉課、健康福祉部こども未 来課	住民福祉部住民保健課、住民福祉部こども未 来課	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康福祉課長、こども未来課長	住民保健課長、こども未来課長	事後	機構改革による
令和7年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	田原本町 健康福祉課 保健センター係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-32-2907) 田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-33-9035)	田原本町 住民保健課 保健センター係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-32-2907) 田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-33-9035)	事後	機構改革による
令和7年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人 数	2024/6/1	2025/6/1	事後	しきい値判断基準日による
令和7年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者 数	2024/6/1	2025/6/1	事後	しきい値判断基準日による
令和7年6月1日	IVリスク対策		項目追加	事後	様式の変更による